

北広島町農業委員会第1回総会議事録

- 事務局長 ただ今から、北広島町農業委員会第1回総会を開催いたします。農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定により、最初の総会は町長が招集することになっております。今回は最初の総会でございますので、箕野町長が開会のあいさつをいたします。
- 箕野町長 (あいさつ)
- 事務局長 今回は、初めての総会でございます。農業委員の皆様それぞれ自己紹介をお願いします。
- (農業委員・事務局 自己紹介)
- 事務局長 ここで、町長は退席されます。(町長退席)
- 事務局長 本日は、北広島町農業委員改選後初めての総会です。会長が選任されるまでの間は、臨時議長により進行していきます。臨時議長の選任方法については、特に定めはございません。ここでおはかりしますが、町議会においては地方自治法第107条により出席議員の中で最年長の議員が臨時に議長の職を行うと定められています。本日の農業委員会では、この議会の定めを準用し、年長の委員の方に臨時議長を務めていただくことでいかがでしょうか。
- 委 員 (異議なし)
- 事務局長 それでは、臨時議長を長廣修委員へお願いします。
- 臨時議長 ただ今指名を受けました、臨時議長を務めます長廣修と申します。よろしく申し上げます。はじめに、本日の出席委員は17人です。農業委員会等に関する法律第30条の規定により出席委員の過半数に達していますので、総会は成立します。この総会が公正公平に行われますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。それでは、議事に入りたいと思います。農業委員会等に関する法律第33条の規定により、議事録を作成することになっております。議事録署名者に、1番田枝委員と6番大畑委員を指名します。よろしく申し上げます。続きまして、議案第1号、会長の選任を行います。会長の選任については、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員が互選するとなっております。互選とは、原則投票となっておりますが、地方自治法第118条の規定により、指名推薦の方法をとることもできます。会長の互選について、いかがいたしましょうか。
- 下岡委員 投票でお願いします。
- 臨時議長 ただいま、下岡委員から投票との意見がありました。会長の選任は投票により行うことで異議はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 臨時議長 それでは、会長の選任は投票により行います。なお、選挙立会人に8番三國委員と18番柳谷委員の2名を指名してよろしいでしょうか。
- 委 員 (異議なし)
- 臨時議長 それでは立候補の受け付けをします。立候補の意思がある方は挙手をお願いします。立候補の意思表明をします。
- 市川委員

- 臨時議長 ただいま市川委員が立候補の意思を表明されました。ほかに、立候補される方はいらっしゃいませんか。
- 臨時議長 ほかに立候補される方はいらっしゃいませんか。
- 委員 （意思表示なし）
- 臨時議長 ほかに立候補がないようですので、会長は市川委員に決定してもよろしいでしょうか。
- 委員 （異議なし）
- 臨時議長 それでは、会長に市川委員が決定しました。会長が決まりましたので、ここで、議長を新会長と交代いたします。
- 市川会長 （就任あいさつをする）
それでは、議案第2号、会長職務代理者、及び役員の選任を行います。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者の選任については、委員の互選となっております。あわせて任意部会の役員の互選もお願いします。原則投票となっておりますが、地方自治法第118条の規定により、委員の中に異議がない場合は、指名推薦の方法をとることができます。
会長職務代理者及び役員の互選についていかがいたしましょうか。
- 下岡委員 指名推薦の方法でお願いします。
- 市川会長 ただ今、指名推薦の方法との意見がございました。異議はありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 市川会長 それでは選考委員会を設けて、そこで協議をしていただきます。各地域から2名ずつ選考委員を選出してください。異議はございませんか。
- 委員 （異議なし）
- 市川会長 それでは、各地域で選考委員を2名決めていただき、会長職務代理者、役員の選出をしてください。その間、休憩とします。
- （選考委員会）
- 市川会長 会議を再開します。選考委員長から選考結果の報告をお願いします。
- 平田委員 選考委員長の平田です。会議の内容を報告します。選考の結果、会長職務代理者に下岡委員、農政部長に平田委員、副部長に二井川委員と佐古委員を選出いたしました。今まで年金統括部長がおられました、副部長が2名おられますので、どちらか1名に年金の担当としてお願いしようと考えております。選考委員会ではどちらかと決定はしておりませんので、お2人で相談して決めていただければと思います。以上です。
- 市川会長 お聞きのように、選考委員会において、会長職務代理者に下岡委員、農政部長に平田委員、副部長に二井川委員と佐古委員を選出されました。異議はございませんか。
- 委員 （異議なし）

市川会長 全員異議なしと認めます。会長職務代理者に下岡委員、農政部長に平田委員、副部長に二井川委員と佐古委員にしました。なお、年金担当係は、副部長の間で決めていただければと思います。

(会長職務代理者、農政部長、副部長が就任のあいさつをする)

市川会長 ここで議席の決定をいたします。委員の議席については北広島町農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により、会長が総会で定めることとなっています。農政部長を1番、副部長を2番・3番とし、特段の意見がないようでしたら4番以降はクジ引きで行います。異議はございませんか。

委 員 (異議なし)

市川会長 順番にクジをお引きいただき、随時休憩をとってください。

委 員 (クジを引く)

市川会長 会議を再開し、これより議事に入ります。議案第3号「農業委員担当地域等の決定について」審議します。事務局が別紙 北広島町農業委員会名簿及び活動担当地域(案)を作成しています。事務局から説明をお願いします。

(事務局から別紙(案)について説明)

市川会長 それでは、ここで質疑に入ります。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。異議はございませんか。

委 員 (異議なし)

市川会長 異議がないようですので、案のとおりと決定いたします。

市川会長 続いて、議案第4号、北広島町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について審議します。農業委員会等に関する法律第17条の規定により、推進委員は農業委員会から委嘱することとなっております。平成29年3月に募集を行い、別紙「のうち利用最適化推進委員名簿(案)」に記載された24名の方が応募・推薦されました。このことについて、ご意見等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

市川会長 全員異議なしと認め、案のとおり決定します。
以上で、議事を終わります。

以上相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

議 長

㊟

議事録署名者

㊟

議事録署名者

㊟